四　不動産等特定災害損失額　その者の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいう。

五　特定非常災害発生年特定純損失金額　その者の特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、前条第二項各号に掲げる損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

六　棚卸資産特定災害損失額　その者の有する棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

七　固定資産特定災害損失額　その者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

八　山林特定災害損失額　その者の有する山林について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

第七十一条第一項中「次条第一項」を「第七十二条第一項（雑損控除）」に改める。

第二編第二章第三節中第七十一条の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）

第七十一条の二　確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「雑損失の金額（」とあるのは「雑損失の金額で特定雑損失金額（次条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）は」とする。

2　前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第百二十三条第一項第三号中「前年以前三年内」の下に「（第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次項第二号において同じ。）」を加え、「次項第二号」を「同号」に改める。

第百二十七条第二項中「還付」を「還付等」に改め、同条第三項中「前年以前三年内」の下に「（第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内）」を加える。

第百三十七条の二第一項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十一項中「につき」を「が同項の規定の適用を受けようとし、又は」に改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等（株式で金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすもの及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省令で定める要件を満たすものをいう。次条第十三項第二号において同じ。）を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号（担保の種類）中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とする。

三　第一項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項（担保の処分）中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項（超過差押及び無益な差押の禁止）中「財産は」とあるのは「財産（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した個人の他の財産を除く。）は」とする。

第百三十七条の三第一項中「受けた者が、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十二項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十三項中「適用贈与者等につき第一項又は第二項」を「第一項の者又は第二項の相続人がこれらの規定の適用を受けようとし、又はこれらに改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一項の規定の適用を受けようとする者又は第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号（担保の種類）中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合において、当該非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した個人の他の財産を除く。）は」とする。

第百三十七条の三第一項中「受けた者が、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十二項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十三項中「適用贈与者等につき第一項又は第二項」を「第一項の者又は第二項の相続人がこれらの規定の適用を受けようとし、又はこれらに改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一項の規定の適用を受けようとする者又は第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号（担保の種類）中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とする。

三　第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項（担保の処分）中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該認めるとき、又は当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項（超過差押及び無益な差押の禁止）中「財産は」とあるのは「財産（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同法第百三十七条の三第七項に規定する適用贈与者等の他の財産を除く。）は」とする。

第百五十一条第一項中「年の翌年三月十五日」を「年分の所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第二項中「又は」を「、又は」に改める。

第百五十五条第一項第一号中「から第七十一条まで（損益通算及び損失の繰越控除）」を「（損益通算）、第七十条（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条（雑損失の繰越控除）」に改め、同項第二号中「添附された」を「添付された」に改め、同条第二項中「更正通知書の記載事項」を「更正又は決定の手続」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第百八十七条中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。